

◎新潟県告示第1351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年11月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 あおぞら皮膚科クリニック	上越市大字飯2519番地	平成25年10月1日
小林医院	上越市住吉町1-12	平成25年10月7日
医療法人社団 木村内科循環器科医院	柏崎市松美1丁目1番35号	平成25年10月1日
おばた耳鼻科	村上市新町6-53	平成25年10月21日
上田眼科	村上市下鍛冶屋603-1	平成25年11月22日
中条駅前じゅん耳鼻科	胎内市表町6-17-8	平成25年10月22日
しんざわ矯正歯科クリニック	長岡市古正寺3丁目289	平成25年10月31日
きたしろ歯科診療所	上越市東本町5-2-59	平成25年9月1日
一般財団法人 上村病院（歯科）	十日町市田中口468番地1	平成25年10月1日